

「非正規労働者と年金改革」

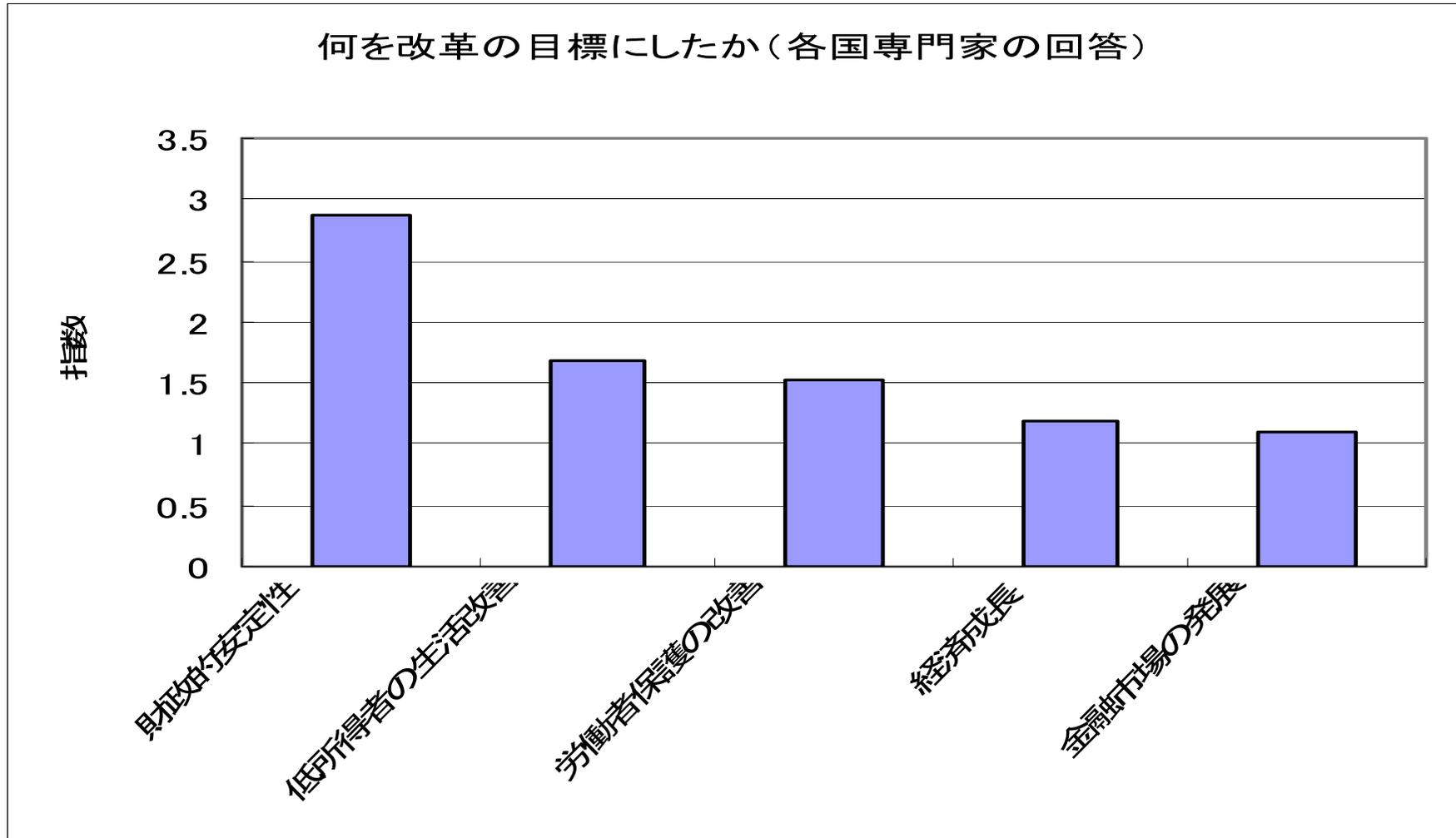
慶應義塾大学
駒村 康平

年金制度の3つの評価ポイント

- 1) 制度の持続可能性(経済的、財政的、政治的): **経済にしめる年金の大きさ→少子高齢化**
- 2) 社会状況変化への対応能力(就業構造、労働市場の変化の対応力)→雇用の流動化や生活の多様化: **デザイン→空洞化への対応、部分的な一元化(基礎年金制度)の課題**
- 3) 適当な給付の最低保障水準の確保→税財源と保険財源の組み合わせ: **デザイン→所得保障制度の立て直し**

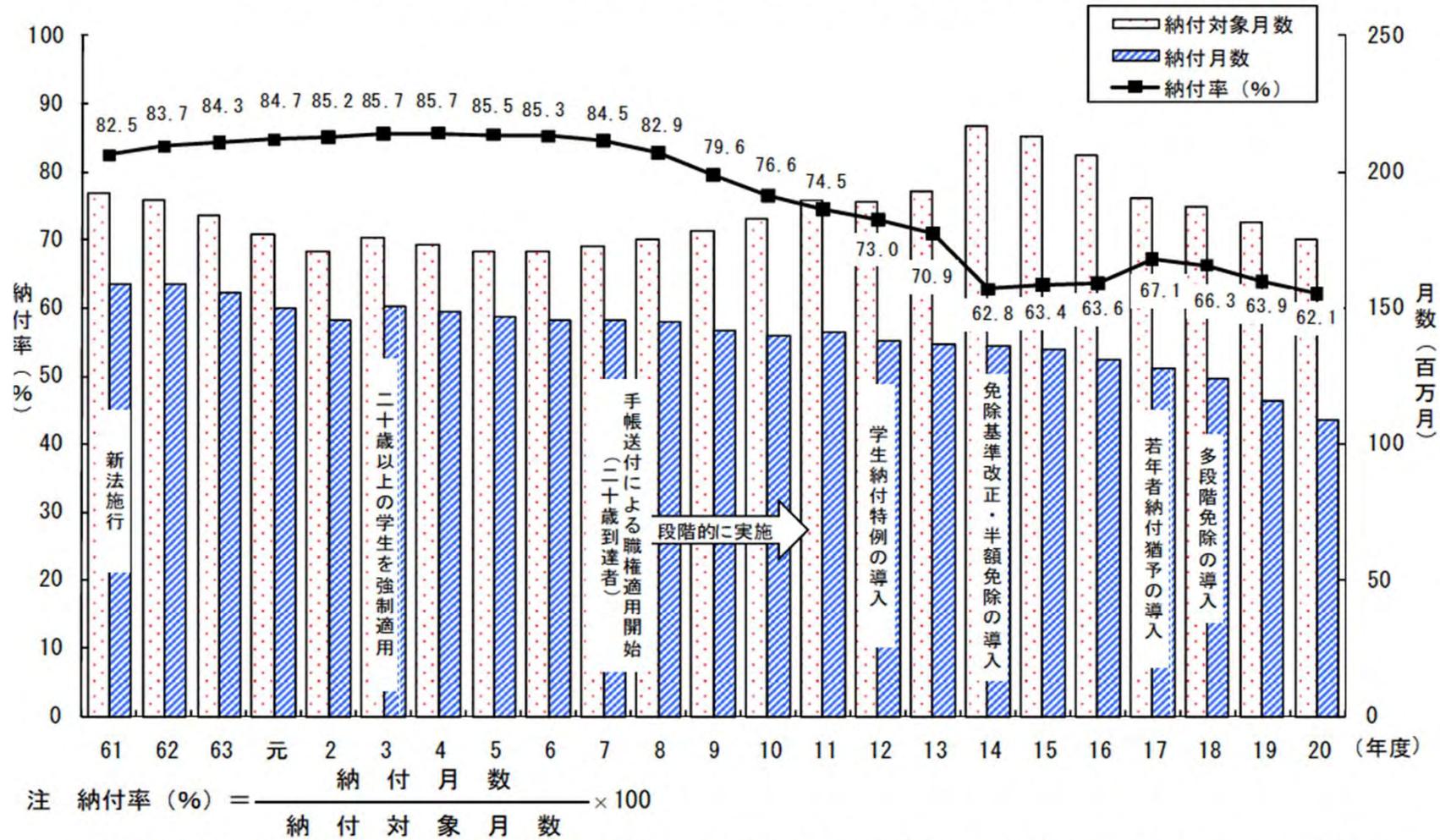
諸外国の年金改革の目標

Chlon-Dominczak,A.and Marek,M.(2003)Commitment and Consensus in Pension Reform.in “Pension Reform, in Europe: Process and Progress”, (ed. by Holzmann,R., Mitchell.O and Rutkowski,M), World Bank Publications.



1号の納付率(平成20年度の国民年金加入・納付状況、社会保険庁)

図3 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移(現年度分)



納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年度4月末まで)に実際に納付された月数である。

1号の資格取得(平成20年度の国民年金加入・納付状況、社会保険庁)

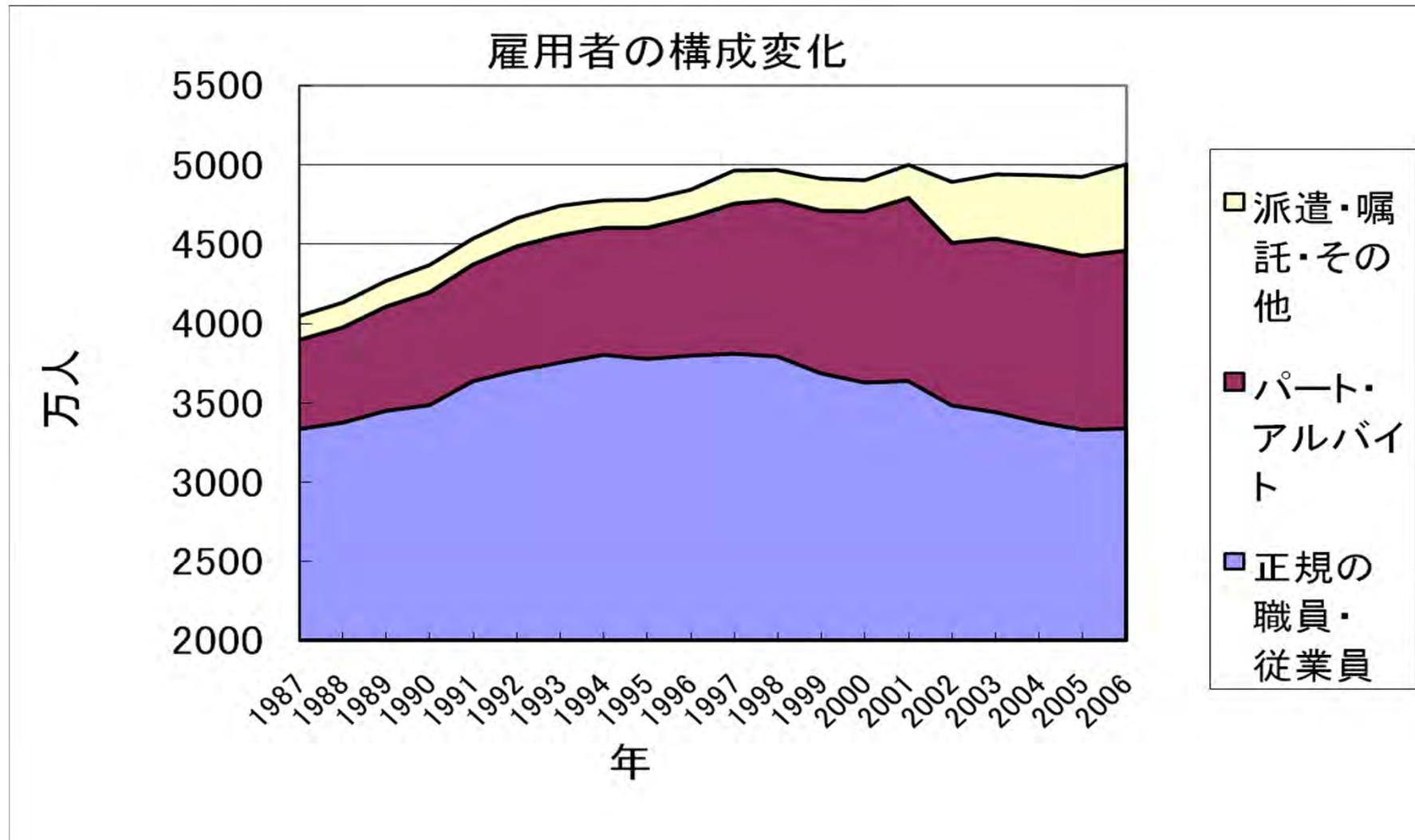
表2 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

(単位：千人)

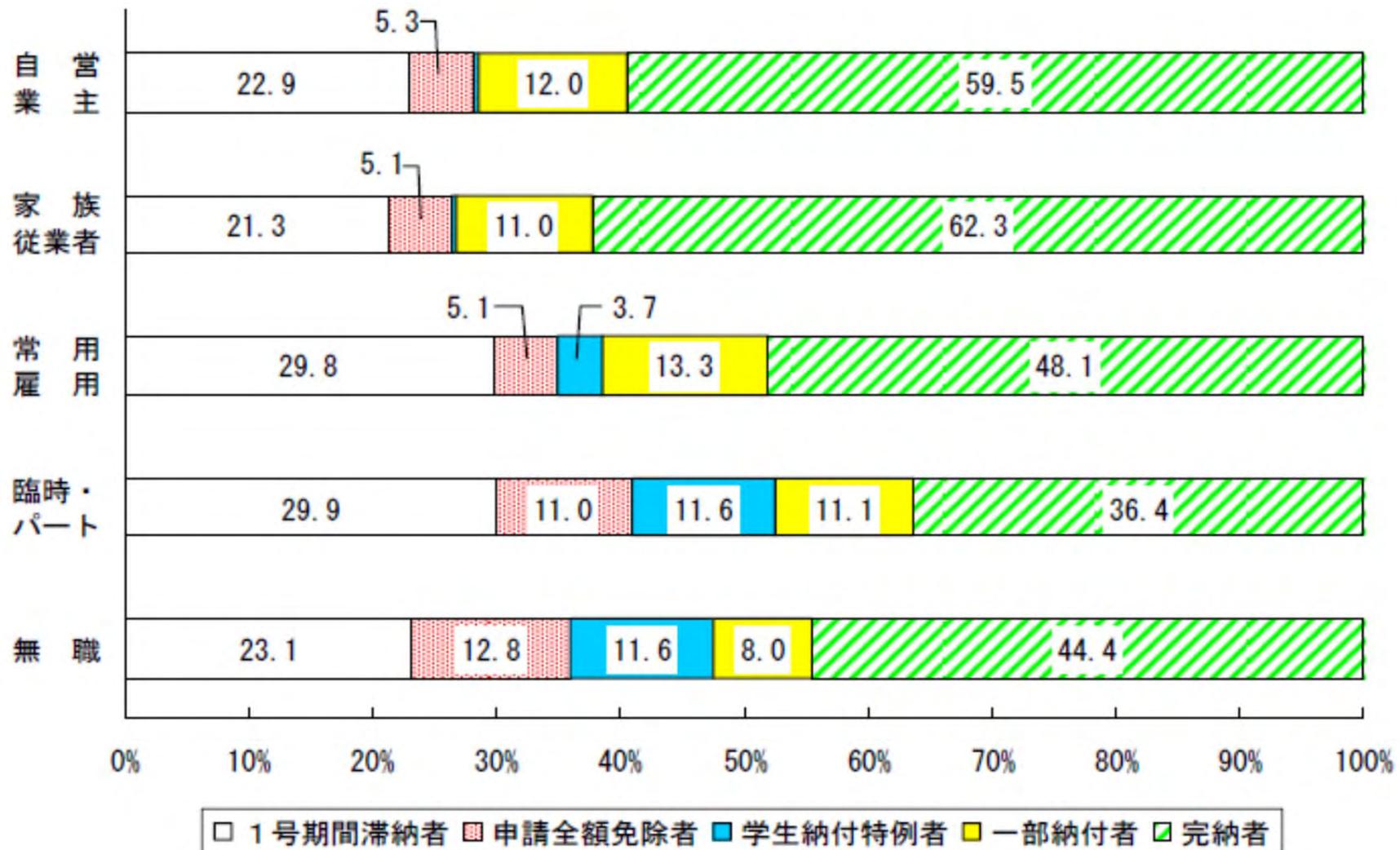
	第1号 被保険者数 (年度末)	資格 取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再 掲)				
				第2号 からの 移行者	第3号 からの 移行者	20歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成16年度	22,170	5,396	24.3	3,096	799	1,288	631	657
17	21,903	5,185	23.7	3,031	768	1,229	620	609
18	21,230	5,329	25.1	3,205	749	1,179	595	585
19	20,354	5,408	26.6	3,316	726	1,141	577	564
20	20,007	5,402	27.0	3,341	728	1,111	560	551

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者や外国からの転入者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

非正規労働者の増加が国民年金の空洞化の原因



就業別納付状況 非正規労働者や常用雇用の未納率が高い



平成17年国民年金被保険者実態調査

【 就業形態別にみた週所定労働時間の分布と厚生年金適用割合 】

(平成15年時点)

就業形態	計	週所定労働時間の分布			厚生年金に適用される労働者の割合
		30時間未満	うち20時間未満	30時間以上	
正社員 (65.9%)	100.0%	—	—	100.0%	99.3%
非正社員 (34.1%)	100.0%	37.0%	14.3%	63.0%	47.1%
契約社員 (2.4%)	100.0%	14.0%	6.8%	86.0%	72.2%
嘱託社員 (1.5%)	100.0%	9.1%	3.1%	90.9%	84.5%
出向社員 (1.6%)	100.0%	0.9%	0.0%	99.1%	89.3%
派遣労働者 (2.1%)	100.0%	12.9%	4.1%	87.1%	67.3%
臨時的雇用者 (0.5%)	100.0%	42.3%	18.5%	57.7%	22.7%
パートタイム労働者 (22.5%)	100.0%	49.8%	18.8%	50.2%	34.7%
その他 (3.6%)	100.0%	13.2%	7.6%	86.8%	65.6%

(注1) 就業形態の欄の括弧内は労働者全体に対するそれぞれの就業形態の労働者の割合。

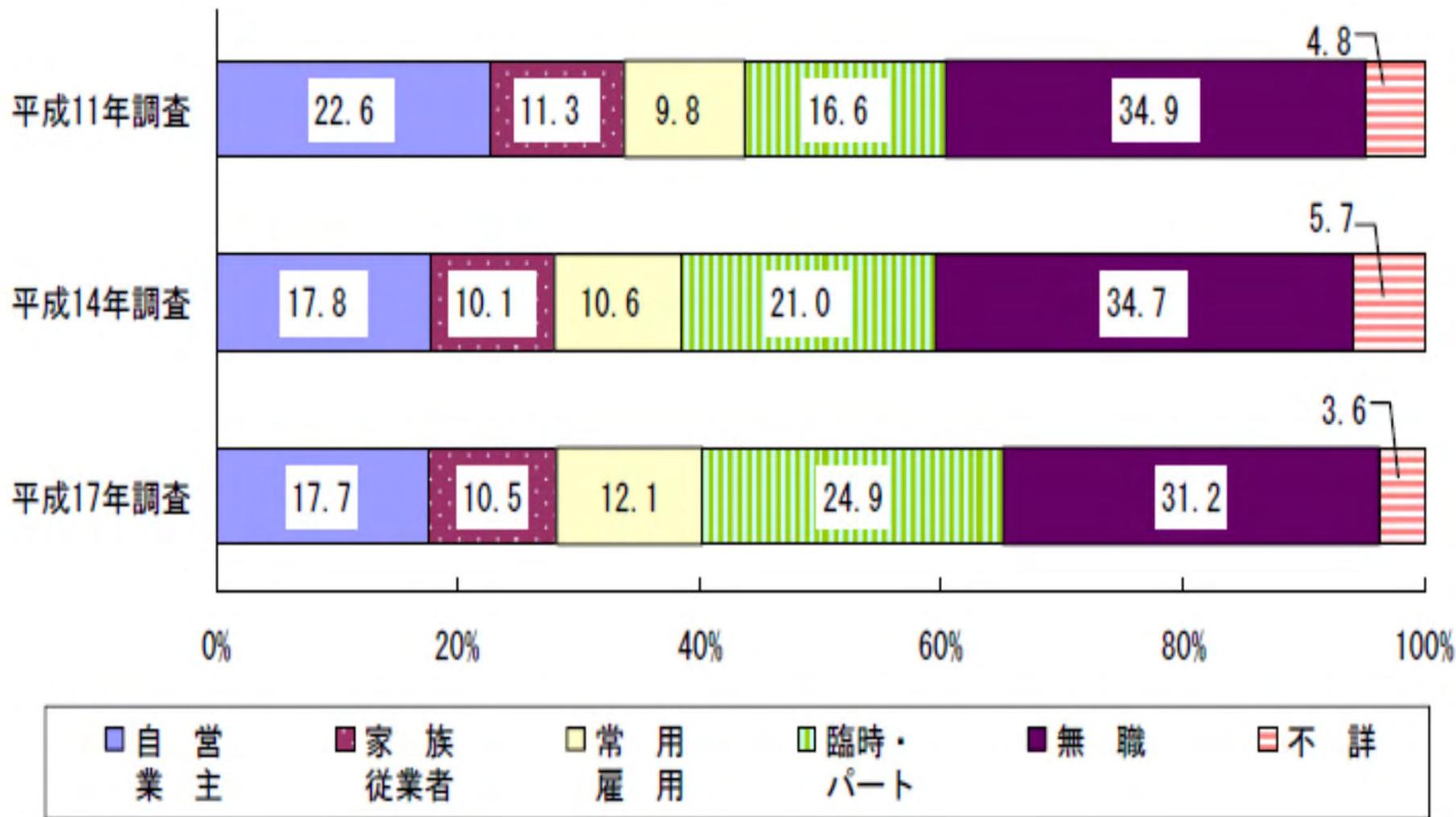
(注2) 男女合計のデータである。

出典: 厚生労働省「平成15年 就業形態の多様化に関する総合実態調査」の個人調査。

〔 調査対象は、常用労働者を5人以上雇用する民営事業所から、地域、産業、事業所規模別に層化して無作為に抽出した16,232事業所に就業している労働者から無作為に抽出した35,094人(有効回答率 71.0%) 〕

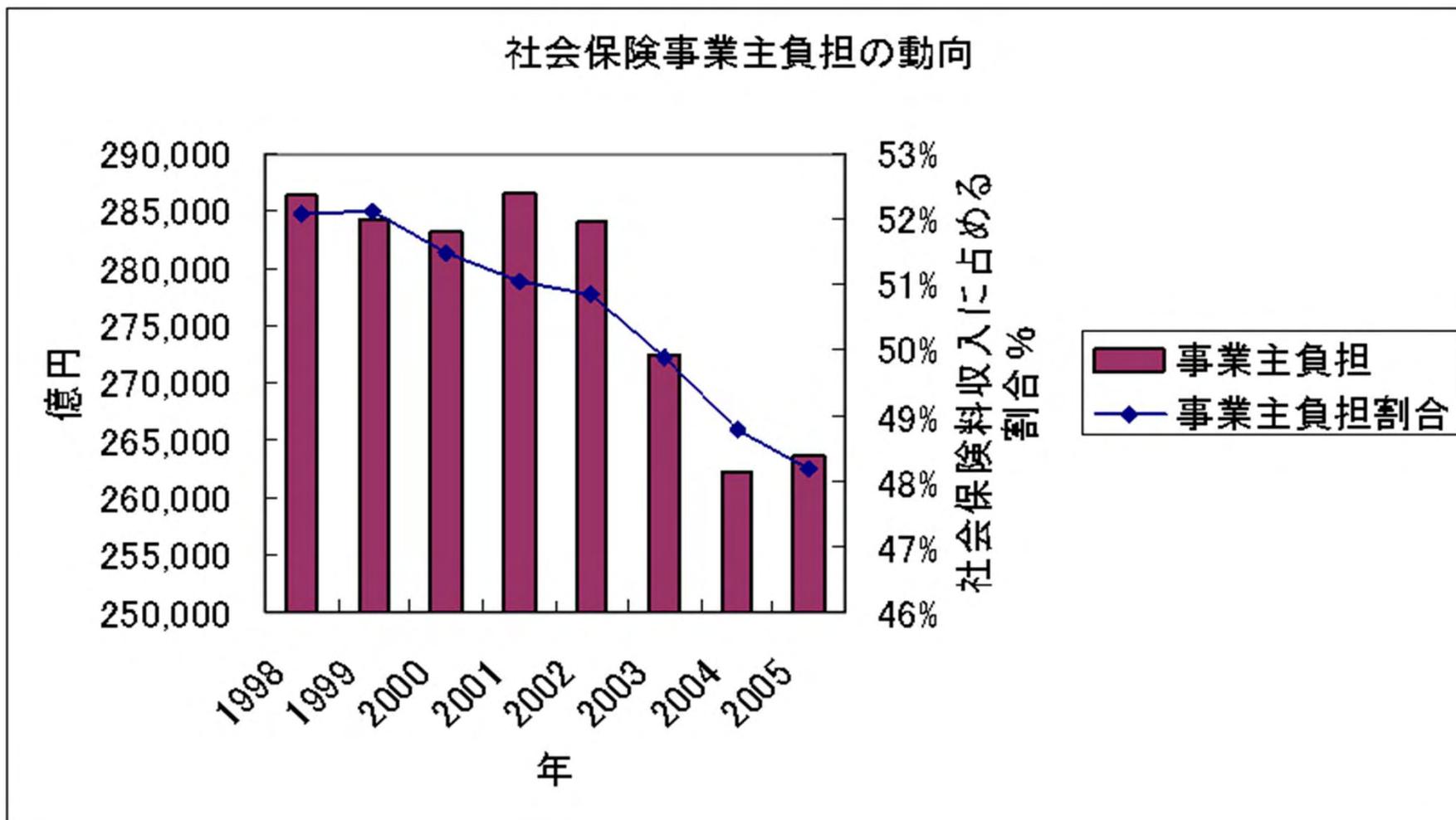
国民年金1号加入者の就業状況

国民年金は、自営業者年金ではなく、不安定労働者年金



平成17年国民年金被保険者実態調査

急激に低下した社会保険料の事業主負担割合（社会保険負担に占める企業負担分）



参議院予算委員会調査室「平成20年度財政関係資料集」より作成

各国の年金適用（丸山桂2008「就業形態の多様化と社会保険の適用状況に関する国際比較」全労済）

国名		国民皆年金	年金制度における最低保障	無年金者への措置	非正規労働者の被用者年金加入要件(2006年)			保険料率(被用者年金)、2007年	最低加入年数	就業者に占める短時間労働者割合(2006年)
					年収要件	労働時間要件	その他			
日本	基礎年金+報酬比例年金	○	×	×	なし(第3号被保険者が国民年金の保険料負担は、130万円以上)	通常の労働者の労働時間の4分の3以上	3か月以上の雇用期間。要3要件充足	14.996% (労使折半)	25年	24.5%
アメリカ	所得比例年金(OASDI)	×	×	×	報酬を有する者すべて(年金額算定の根拠となる保険料記録は、年1000ドル[118,000円]以上の収入について行われる)	なし	-	12.4% (労使折半)	10年	12.6%
イギリス	基礎年金+所得比例年金	×	×	年金クレジット(資力調査あり)	週84ポンド[19,068円]以上の被用者は強制加入※週84ポンド→年換算(52倍)すると4,368ポンド[990,855円]に相当	なし	-	第1種保険料、被用者本人11.0%+1%(週670ポンドを超過する部分)、事業主12.8%	男性11年、女性9.75年	23.4%
フランス	所得比例年金	×	○(満額受給の受給権を有する被用者に最低年金額の定めあり)	○(老齢連帯基金より無拠出制の最低保障年金)	報酬を有する者すべて、654ユーロ[253,889円]以上の収入がある場合1四半期の保険期間を得ることができる(1暦年につき最大4四半期まで。)	なし	-	賃金の全体1.7%(事業主1.6%、被用者負担0.1%)、限度額以下(2,682ユーロ/月)以下の部分に合計14.95%(事業主負担8.3%、被用者負担6.65%)	なし	13.3%
ドイツ	所得比例年金	×	×	○(低年金者を対象とした基礎保障)	月の報酬(earnings)が400ユーロ[61,400円]以上または	週の労働時間が15時間以上	任意加入制度あり。条件を満たせずとも、短時間雇用を除き、事業主負担あり	19.9% (労使折半)	5年	21.9%
フィンランド	所得比例年金	○	○(税財源による最低保障年金)	-	月収が46.08ユーロ以上	-	-	21.44%(労使折半)本人負担は52歳までが4.3%、53歳以上は5.4%	最低保障年金は16歳以降3年以上の居住期間	11.4%
韓国	所得比例年金	△(低所得者は任意加入)	×	税財源による「基礎老齢年金制度」	月収が22万ウォン以上	-	-	9%(労使折半)	10年	8.8%

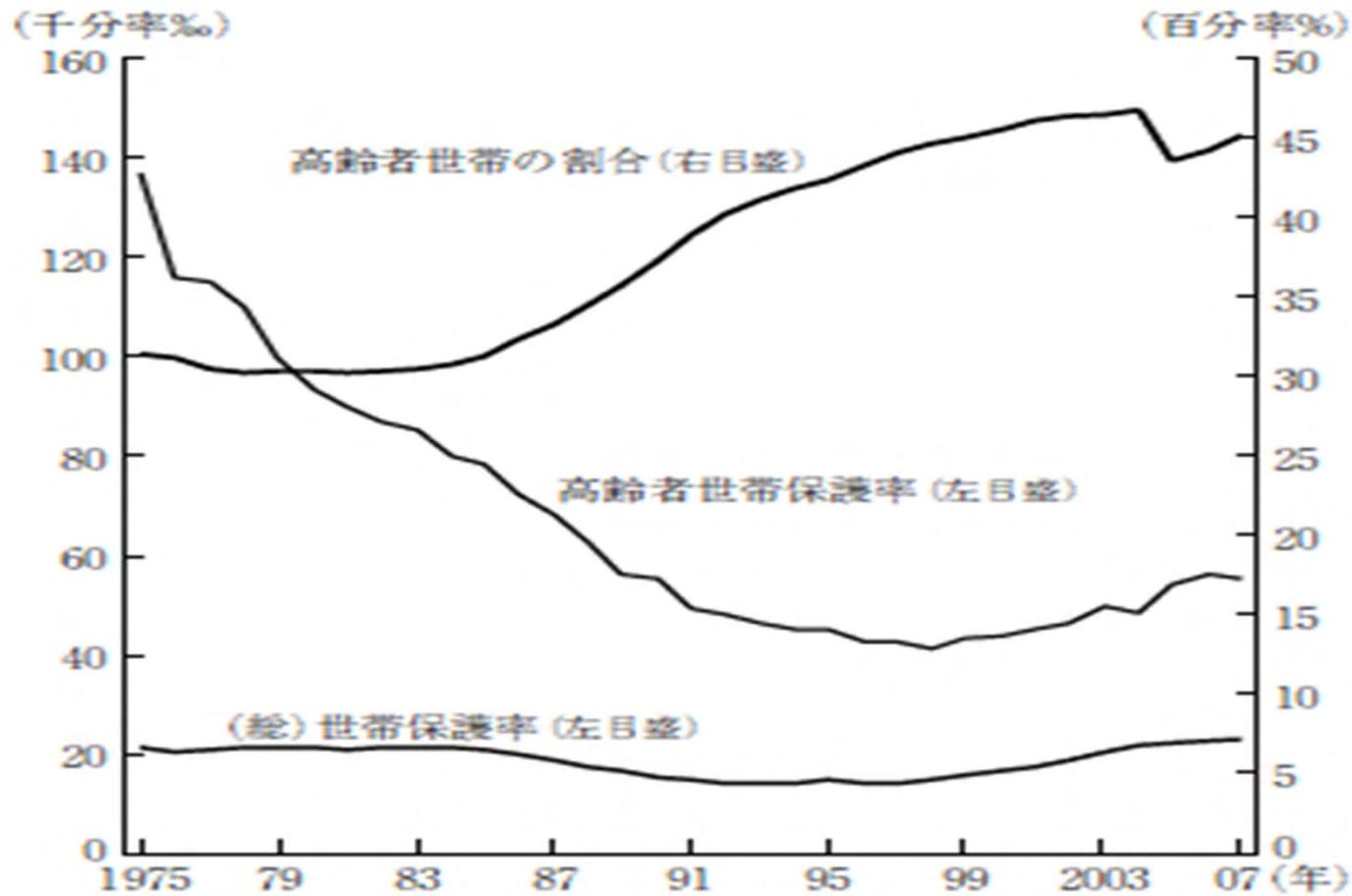
自営業者の年金保険料率規定

(単位: %、現地通貨)

国名	被用者		自営業者	
	合計	被用者本人分	合計	自営業者本人分
オーストリア	22.8	10.25	22.8	17.5(農業:15)
ベルギー(a)	37.94(16.36b)	13.07(7.5b)	19.65か14.16c	19.65か14.16
カナダ	9.9	4.95	9.9	9.9
チェコ	28	6.5	28	28
デンマーク	16+DKK2682	6+DKK894	1+DKK894	1+DKK894
フィンランド	21.4d	4.6	21.4	21.4(農業:10.5)
フランス	23.95	9.65	23.05	23.05
ドイツ	19.5	9.75	19.5	19.5
ギリシャ	20	6.67	20	20
ハンガリー	26.5	8.5	26.5	26.5
アイスランド	15.64	4	15.64	15.64
イタリア	32.7	8.89	19	19
日本	13.58	6.79	¥13,300/月	¥13,300/月
韓国	9	4.5	9	9
ルクセンブルク	24	8	24	16
メキシコ	6.275	1.75	0	0
オランダ	28.05	19.15	27.95	27.95
スロバキア	26	7	26	26
スウェーデン	18.91	7	18.91	18.91
スイス	9.8+14-36f	4.9+7-18	9.2	9.2
英国	年金保険料のみの抽出不能			
米国	12.4	6.2	12.4	12.4
平均*	20.3	7.6	18.8	18.2

・出典: Choi, Jongkyun (2009)“Pension Schmes For the Self-Employed in OECD Countries” OECD Social, Employment and Migration Working Paper, No,84

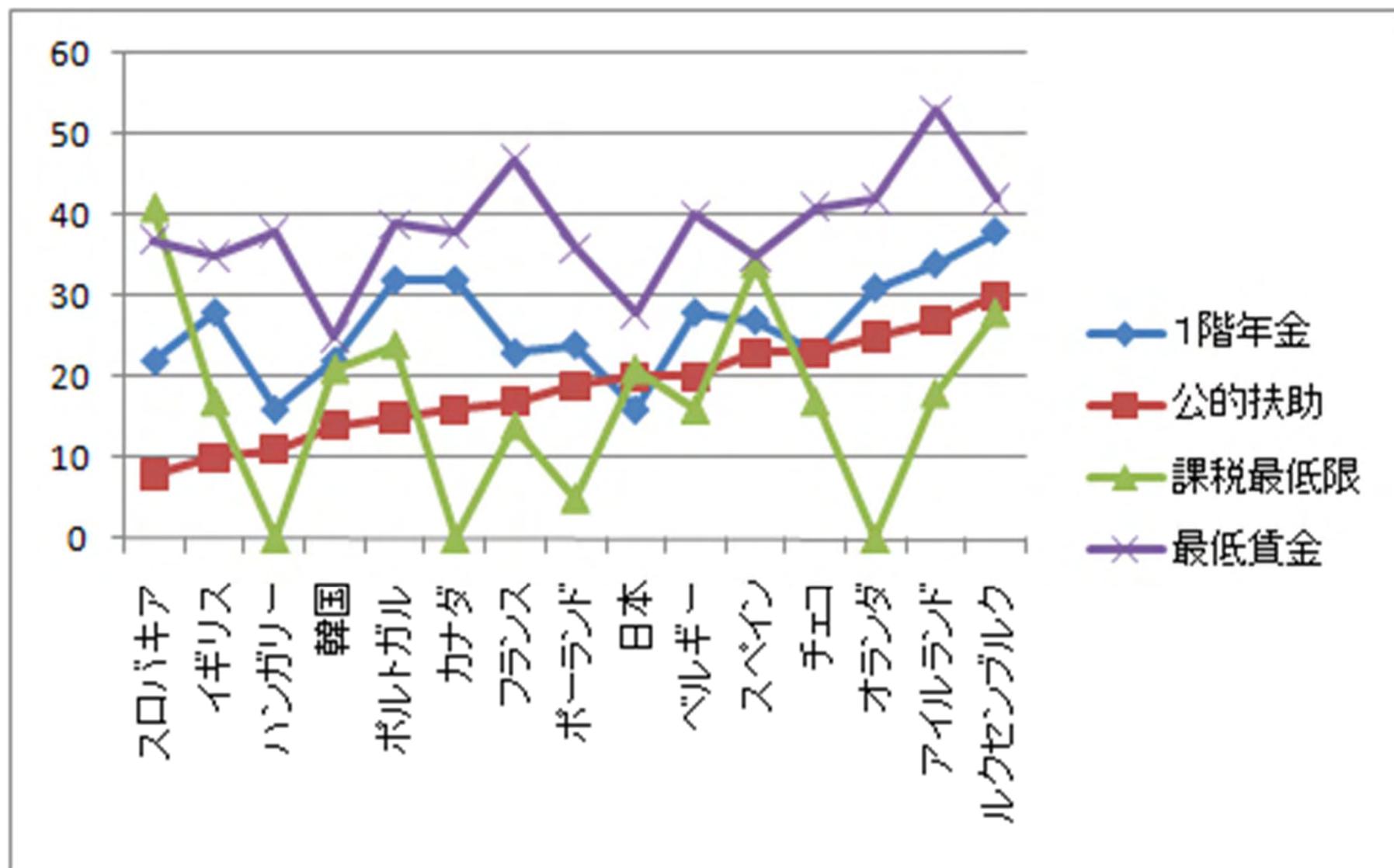
貧困高齢者の増加



出典：生活保護の動向編集委員会編「生活保護の動向」(2008年)より四方作成。

図 2-4 生活保護受給世帯割合の推移 (総世帯、高齢者世帯における保護率、および生活保護世帯に占める高齢者世帯の割合)

年金、生活扶助、課税最低限、最低賃金D



世帯構成の変化

